

## 京都府が策定した「京都ゼロカーボン・フレームワーク」 に係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、京都府が策定した「京都ゼロカーボン・フレームワーク」に対する第三者意見書を提出しました。

### <要約>

京都府は、地域脱炭素化に向けた ESG 投融資を府内に普及させることで、2050年カーボンニュートラルの達成の推進を目指している。今般、京都府は府内を中心とした金融機関が京都府の長期環境目標達成に資する取組を行う中小企業向けにサステナビリティ・リンク・ローンを実行することのできる京都ゼロカーボン・フレームワーク（「本フレームワーク」）を策定した。京都府は地域金融機関が本フレームワークに基づいたサステナビリティ・リンク・ローン（「SLL」）を主な貸付先である中小企業に実行することで、2050年カーボンニュートラル達成に資する府内企業の取組を推進することを目的としている。

本第三者意見は、京都府が策定した本フレームワークに対して、サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）<sup>1</sup>及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省ガイドライン）<sup>2</sup>（SLLP及び環境省ガイドラインを総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)京都府の環境基本計画及び地球温暖化対策推進計画並びに当該計画から設定されたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、(2)融資条件及び期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

#### (1) 京都府のサステナビリティ戦略と KPI・SPTs の設定について

京都府は、本フレームワークにおいて、地域金融機関が府内の事業会社に対して実行する SLL で使用する KPI・SPT として、以下を設定している。

KPI：京都府の温室効果ガス削減目標<sup>3</sup>に資するための、京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の削減

SPT：京都府の事業者排出量削減計画・報告・公表制度（特定事業者制度）における目標削減率と同等の水準である業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%（いずれも年率）を達成すること

京都府は本州中央付近に位置し、日本海に接する丹後半島より北西―南東方向に、長さ約 140km の細長い範囲を内包する。北は日本海に面し、東は福井県、滋賀県、三重県と接し、西は兵庫県、南西は大阪府、南は奈良県に接する。山地・丘陵地が府内の 80% 近くに及び、地域によっては険しい山並み

<sup>1</sup> Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndication and Trading Association (LSTA). Sustainability Linked Loan Principles 2022. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

<sup>2</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>)

<sup>3</sup> 2030 年までに 2013 年度比 46%以上削減（2023 年 3 月改定予定）

を見せるが、いずれも標高 1,000m 以下の低山地帯である。地形分布により、山岳地を主体とする北部・中央部と構造盆地を中心に成り立つ南部とに大別される。

京都府には、面積の 4 分の 3 を占める森林をはじめ海や川、里地・里山等の豊かな自然がある。また、府内には 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わりあうバランスの上に成り立っている。

京都の産業は、規模は決して大きくはないものの、歴史や伝統に育まれた技術を持つ中小企業が多く存在するとともに、伝統産業から先端産業まで裾野の広い産業集積と、学術研究機関の集積により、ベンチャー企業の企業活動なども盛んである。また、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す力や、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力など、豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできている。

京都府は、令和 32（2050）年頃の将来像を以下の通り定めている

**【京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～】**

この将来像を実現するためには、温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素 50）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実が喫緊の重要な課題として第一に挙げられている。脱炭素の実現に向け、京都府は、多様なステークホルダーを招聘した「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、第 1 回検討会議を 2022 年 12 月 7 日に開催。本フレームワークの活用に向けた知見拡大・体制整備の他、中小企業（顧客）への脱炭素化に向けた対応力強化に繋がる情報収集や人材育成等についても意見交換を行った。今後も定期的に本フレームワークに関与するステークホルダーに対し、金融リテラシー向上に向けたセミナー・研修開催といった取組を検討している。

本フレームワークの KPI は、京都府が 2050 年の将来像とする「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会の実現や、日本政府の方針に資する有意義なものであると、JCR は評価している。また、本フレームワークの SPT について、京都府全体及び本フレームワークに基づき SLL で資金調達を行う事業会社の過去実績やベンチマークと比較して野心的な設定であると評価している。

**(2) 融資条件と期中のモニタリング体制について**

JCR は、本フレームワークの定めるローンの特性として、SPT の達成状況に応じて財務的特性が変化することを確認した。また、KPI の定義や SPT、財務的特性の変動可能性、SPT に影響する重大な事象が発生した場合の対応について、ローンの契約書類で明示されることを確認した。

さらに、本フレームワークの定めるレポートングでは、KPI の実績値や SPT の進捗に係る最新情報が京都府のウェブサイト上で年次で開示されること、SPT の進捗状況については京都府が第三者検証を年次で行い、当該検証結果も開示されることを JCR は確認した。

以上の考察から、JCR は、今回の第三者意見提供対象である本フレームワークが、SLLP 等に適合していることを確認した。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見

評価対象：京都ゼロカーボン・フレームワーク  
(サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク)  
評価対象者：京都府

2023年1月26日  
株式会社 日本格付研究所

## 目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見対象の概要	- 5 -
III. 本フレームワークの SLLP 等との適合性確認	- 6 -
1. 本フレームワークのサステナビリティとの関係性	- 6 -
1-1. 本フレームワークの KPI・SPT	- 6 -
1-2. 京都府の地理的特性	- 6 -
1-3. 京都府の環境ビジョン	- 7 -
1-4. 京都府の環境活動	- 8 -
1-6. 京都ゼロカーボン・フレームワークにおける各ステークホルダーの役割	- 10 -
2. KPI 選定の妥当性	- 11 -
2-1. 評価の視点	- 11 -
2-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 11 -
3. SPT の測定	- 13 -
3-1. 評価の視点	- 13 -
3-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 13 -
3-3. JCR によるインパクト評価	- 17 -
4. 本フレームワークに基づくローンの特性	- 19 -
4-1. 評価の視点	- 19 -
4-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 19 -
5. レポーティングと検証	- 20 -
5-1. 評価の視点	- 20 -
5-2. 評価対象の現状と JCR の評価	- 20 -
6. SLLP 等との適合性に係る結論	- 22 -

## <要約>

京都府は、地域脱炭素化に向けた ESG 投融資を府内に普及させることで、2050 年カーボンニュートラルの達成の推進を目指している。今般、京都府は府内を中心とした金融機関が京都府の長期環境目標達成に資する取組を行う中小企業向けにサステナビリティ・リンク・ローンを実行することのできる京都ゼロカーボン・フレームワーク（「本フレームワーク」）を策定した。京都府は地域金融機関が本フレームワークに基づいたサステナビリティ・リンク・ローン（「SLL」）を主な貸付先である中小企業に実行することで、2050 年カーボンニュートラル達成に資する府内企業の取組を推進することを目的としている。

本第三者意見は、京都府が策定した本フレームワークに対して、サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）<sup>1</sup>及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省ガイドライン）<sup>2</sup>（SLLP 及び環境省ガイドラインを総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)京都府の環境基本計画及び地球温暖化対策推進計画並びに当該計画から設定されたキー・パフォーマンス・インディケ이터（KPI）及びサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、(2)融資条件及び期中のモニタリング体制について第三者評価を行った。

### (1) 京都府のサステナビリティ戦略と KPI・SPT の設定について

京都府は、本フレームワークにおいて、地域金融機関が府内の事業会社に対して実行するSLLで使用するKPI・SPTとして、以下を設定している。

**KPI**：京都府の温室効果ガス削減目標<sup>3</sup>に資するための、京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の削減

**SPT**：京都府の事業者排出量削減計画・報告・公表制度（特定事業者制度）における目標削減率と同等の水準である業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%（いずれも年率）を達成すること

京都府は本州中央付近に位置し、日本海に接する丹後半島より北西—南東方向に、長さ約 140km の細長い範囲を内包する。北は日本海に面し、東は福井県、滋賀県、三重県と接し、西は兵庫県、南西は大阪府、南は奈良県に接する。山地・丘陵地が府内の 80% 近くに及び、地域によっては険しい山並みを見せるが、いずれも標高 1,000m 以下の低山地帯である。地形分布により、山岳地を主体とする北部・中央部と構造盆地を中心に成り立つ南部とに大別される。

京都府には、面積の 4 分の 3 を占める森林をはじめ海や川、里地・里山等の豊かな自然がある。また、府内には 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わりあうバランスの上に成り立っている。

<sup>1</sup> Loan Market Association (LMA), Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Syndication and Trading Association (LSTA). Sustainability Linked Loan Principles 2022. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

<sup>2</sup> 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>)

<sup>3</sup> 2030 年までに 2013 年度比 46%以上削減（2023 年 3 月改定予定）

京都の産業は、規模は決して大きくはないものの、歴史や伝統に育まれた技術を持つ中小企業が多く存在するとともに、伝統産業から先端産業まで裾野の広い産業集積と、学術研究機関の集積により、ベンチャー企業の企業活動なども盛んである。また、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す力や、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力など、豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできている。

京都府は、令和 32（2050）年頃の将来像を以下の通り定めている

**【京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会**  
**～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～**】

この将来像を実現するためには、温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素 50）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実が喫緊の重要な課題として第一に挙げられている。脱炭素の実現に向け、京都府は、多様なステークホルダーを招聘した「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、第 1 回検討会議を 2022 年 12 月 7 日に開催。本フレームワークの活用に向けた知見拡大・体制整備の他、中小企業（顧客）への脱炭素化に向けた対応力強化に繋がる情報収集や人材育成等についても意見交換を行った。今後も定期的に本フレームワークに関与するステークホルダーに対し、金融リテラシー向上に向けたセミナー・研修開催といった取組を検討している。

本フレームワークの KPI は、京都府が 2050 年の将来像とする「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会の実現や、日本政府の方針に資する有意義なものであると、JCR は評価している。また、本フレームワークの SPT について、京都府全体及び本フレームワークに基づき SLL で資金調達を行う事業会社の過去実績やベンチマークと比較して野心的な設定であると評価している。

## **② 融資条件と期中のモニタリング体制について**

JCRは、本フレームワークの定めるローンの特性として、SPTの達成状況に応じて財務的特性が変化することを確認した。また、KPIの定義やSPT、財務的特性の変動可能性、SPTに影響する重大な事象が発生した場合の対応について、ローンの契約書類で明示されることを確認した。

さらに、本フレームワークの定めるレポートニングでは、KPIの実績値やSPTの進捗に係る最新情報が京都府のウェブサイト上で年次で開示されること、SPTの進捗状況については京都府が第三者検証を年次で行い、当該検証結果も開示されることをJCRは確認した。

以上より、JCRは本フレームワークがSLLP等に適合していることを確認した。

## I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、本フレームワークに対して SLLP 等に即した第三者評価を行った。サステナビリティ・リンク・ローン (SLL) とは、借入人が予め設定した意欲的な SPT の達成にインセンティブ付けを行うことで、借入人及び貸付人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした、ローン商品及びコミットメントライン等融資枠のことを言う。

SLLP は、5つの原則からなる。第1原則は KPI の選定、第2原則は SPT の測定、第3原則はローンの特性、第4原則はレポートイング、第5原則は検証である。

本第三者意見の目的は、SLLP で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 第1原則～第5原則及び環境省ガイドラインへの適合性を確認することである。

## II. 第三者意見対象の概要

今回の評価対象は、京都府が 2022 年 12 月に策定したサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークである。以下は、本第三者意見に含まれる評価項目である。

1. 本フレームワークのサステナビリティとの関係性
2. KPI 選定の妥当性
3. SPT の測定 (野心度)
4. 本フレームワークに基づくローンの特性
5. レポートイングと検証
6. SLLP 等との適合性に係る結論

### III. 本フレームワークの SLLP 等との適合性確認

#### 1. 本フレームワークのサステナビリティとの関係性

##### 1-1. 本フレームワークの KPI・SPT

京都府は、本フレームワークにおいて、地域金融機関が府内の事業会社に対して実行する SLL で使用する KPI・SPT として、以下を設定している。

**KPI**：京都府の温室効果ガス削減目標<sup>3</sup>に資するための、京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の削減

**SPT**：京都府の特定事業者制度における目標削減率と同等の水準である業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%（いずれも年率）を達成すること

上記 KPI について定められた SPT を達成しようとする中小企業は、京都府が今般策定した京都ゼロカーボン・フレームワークへの参加を表明した金融機関より、SLL による資金調達を行うことができる仕組みとなっている。本 KPI は、京都府の 2050 年の将来像の要である脱炭素社会の実現において重要な施策であると JCR は評価している。

##### 1-2. 京都府の地理的特性

京都府は本州中央付近に位置し、日本海に接する丹後半島より北西—南東方向に、長さ約 140km の細長い範囲を内包する。北は日本海に面し、東は福井県、滋賀県、三重県と接し、西は兵庫県、南西は大阪府、南は奈良県に接する。山地・丘陵地が府内の 80% 近くに及び、地域によっては険しい山並みを見せるが、いずれも標高 1,000m 以下の低山地帯である。地形分布により、山岳地を主体とする北部・中央部と構造盆地を中心に成り立つ南部とに大別される。

京都气象台によれば、京都府は 3 種類の気候（太平洋気候、日本海気候、内陸気候）と地域によって多様な気候特性を有している。北部でも丹後半島地域は日本海気候であり、特徴は冬季の大雪である。また、春から夏にかけて、日本海に低気圧が発達して入ると南よりの暖かく湿った空気が山脈越えし、フェーン現象で高温となることがある。福知山盆地から丹後山地一帯は内陸性気候であり、海岸部に比べて気温の変動幅（1 日の最高・最低気温の差や夏・冬の気温差）が大きく、湿度が一般に低い、山間部では降水量が多くなるのが特徴を有している。また、舞鶴湾・宮津湾付近一帯は両者の中間の気候となっている。南部では、亀岡盆地から南山城山間部にかけては内陸性の気候となっており、降雨が少なく乾燥しやすく、夏と冬の気温差が大きいのが特徴だが、京都市の市街地では、近年平均気温の上昇など、都市気候化の傾向（大気汚染、都市域の高温、日射量の減少、風速の減少など都市固有な風系の発生、湿度の減少（都市の空気乾燥））が認められる。



### 1-3. 京都府の環境ビジョン

京都府は、令和 32（2050）年頃の将来像を以下の通り定めている

**【京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会**  
**～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～**】

京都府には、面積の 4 分の 3 を占める森林をはじめ海や川、里地・里山等の豊かな自然がある。また、府内には 13,000 種以上の野生生物が確認されており、その豊かな生物多様性は、複雑な地理的条件や多彩な生態系が様々な形で関わりあうバランスの上に成り立っている。

京都の産業は、規模は決して大きくはないものの、歴史や伝統に育まれた技術を持つ中小企業が多く存在するとともに、伝統産業から先端産業まで裾野の広い産業集積と、学術研究機関の集積により、ベンチャー企業の企業活動なども盛んである。また、時代の変化に応じて文化や産業等新たな価値を生み出す力や、学術研究機関の集積等を背景としたまちづくりを支える協働の力など、豊かな「力（ポテンシャル）」を受け継いできている。京都の伝統・文化・産業や人々の暮らしの礎であり魅力の源泉となってきた豊かな自然や、京都ならではの「力（ポテンシャル）」等、京都ではぐくまれてきた「豊かさ」を将来へ引き継いでいくことは、京都府は自らの使命と捉えている。この豊かさを次世代に引き継ぐためには、地球温暖化に起因する気候変動の進行、少子高齢化や本格的な人口減少の進展による地域コミュニティの弱体化や地域産業力の低下、地域を支える担い手不足といった課題解決が急務である。

気候変動影響の危機的状況や国内外の情勢を踏まえ、

- ・ 温室効果ガス排出量実質ゼロ（脱炭素<sup>4</sup>）に向けた温室効果ガスの一層の排出抑制や再生可能エネルギーの最大限の導入等の緩和策の推進、気候変動影響への適応策の充実
- ・ 健全な資源循環の推進に加え、災害廃棄物処理を含む適正処理体制の確保
- ・ 人間活動による環境負荷低減の維持や環境リスクの一層の低減
- ・ 豊かな自然との共生を基本とした自然環境の保全や適正利用等の推進及び生物多様性の保全

など、環境への負荷を可能な限り低減し、自然と調和した新たなライフスタイルや社会の仕組みへの転換が重要な課題となっている。このような難しい課題に挑戦していくには、世代、組織、地域等を超えたあらゆる主体が、環境問題を「自分ごと」とし、力を結集し、今すぐ一人ひとりが行動することが必要である。また、環境を保全するために、経済や社会に対して「がまん」することを要請するのではなく、環境・経済・社会の好循環を生み出していくことが重要であるとしている。京都府では、京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、はぐくみ続けていく持続可能な社会の構築を目指している。このような考え方に基づき、京都府では、長期的な視点に立って、21 世紀半ば（令和 32（2050）年頃）の京都府社会が目指す将来像（長期目標）を上記のとおり掲げ、環境基本計画を策定している。

<sup>4</sup> 温室効果ガスの人為的な排出量と森林等の吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成すること。

#### 1-4. 京都府の環境活動

1997年12月に「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が開催され、地球温暖化防止のための温室効果ガス削減に関する初めての法的拘束力をもった国際的枠組みである「京都議定書」が採択された。京都府は「京都議定書誕生の地」として、地球温暖化対策をはじめ、他のモデルとなるような環境への取組を実践し、世界に発信する使命と役割を果たすべく、多種多様なパートナーシップや地域資源を最大限に活用し、環境政策に取り組んできた。

2022年度の京都府地球温暖化対策推進計画の改定により、条例に基づく大規模排出事業者への排出量削減の更なる促進や再エネ導入等の推進等を通じて、2030年までに2013年度比46%以上削減、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指している。

#### 1-5. 京都府の地球温暖化対策実行計画

京都府は、地球温暖化対策推進計画において、2030年までの基本的な考え方を以下の通り示している。

図表 1: 2030年までの施策の基本的な考え方

#### 2050年頃の京都府の将来像

※京都府環境基本計画

#### 京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築を目指します

長期的な目標

2050年度 「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

#### 2030年までの施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出を推進します
- 緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として推進します
- 省エネの加速化・再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進します
- 多様な主体との連携・協働により施策を推進します

#### 2030年度 温室効果ガス排出量削減目標

当面の目標

2030年度 温室効果ガス排出量 46%以上削減

(基準年度：2013年度)

(出所：京都府提供資料)

- ・SDGs の考え方を踏まえ、環境と経済・社会課題の同時解決を目指した取組を推進
- ・緩和策と適応策を地球温暖化対策の両輪として展開し、気候変動に対する強靱な取組を推進
- ・省エネの取組の加速化に加えて、京都府内の地域資源を活用して再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を図り、再生可能エネルギーの主力電源化に資する取組を推進
- ・コロナ危機と気候危機への取組を両立し、市町村や企業、地域の団体、NPO、府民等、多様な主体と連携・協働しながら取組を推進

上記基本方針に則り、特に産業・業務分野においては、以下の施策を講じる計画である。

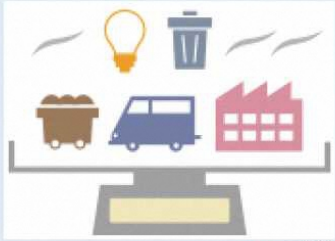
図表 2: 事業活動から排出される温室効果ガスに係る取組例

**事業活動（産業・業務）**

事業活動から排出される温室効果ガスの一層の削減やサプライチェーン全体での温室効果ガス削減、環境配慮型経営の促進に向けた取組を推進します。

**【取組例】**

- ・大規模事業者による排出削減対策の強化と再生可能エネルギーの導入・利用に向けた取組を評価する制度の構築
- ・中小企業にも取り組める脱炭素に向けた目標達成への支援
- ・サプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価 等



出典：環境省

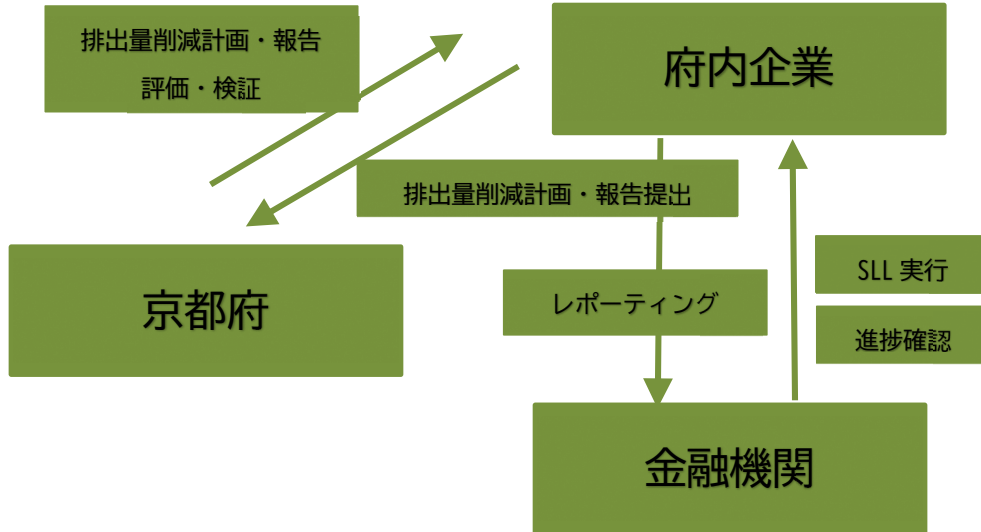
（出所：京都府地球温暖化対策推進計画）

本フレームワークは、上記のサプライチェーン全体からの温室効果ガス排出量削減に向けた先進的・模範的な取組を行う企業を評価することにより、京都府全体の脱炭素化を図ることを目的としている。また、本フレームワークを活用した個別の SLL を実行する中小企業の事務・コストの効率化に資するとともに、金融機関における脱炭素及びサステナブル・ファイナンスに係る知見の蓄積によるエンゲージメント能力の向上も、併せて企図している。

1-6. 京都ゼロカーボン・フレームワークにおける各ステークホルダーの役割

本フレームワークにおける京都府、府内企業及び金融機関の役割については以下の通り定められている。

図表 3: スキーム図



(出所：京都府提供資料)

①京都府の役割：

府内（一部府外を含む）の金融機関が SLL 実行に際し使用可能となる SLL フレームワークを策定。個別の SLL 実行に際しては、第三者として府内企業の CO<sub>2</sub> 排出量、削減計画、進捗を確認する役割を担う。

②金融機関の役割：

京都府が策定した本フレームワークに基づき、個別に SLL を実行。本フレームワークを活用する金融機関は、サステナビリティ戦略のうち、SLL 実施体制、モニタリング方法などを京都府が提示するフォーマットに基づき作成・報告する。

③府内企業の役割：

本フレームワークを活用した SLL による借入を希望する企業は、自社の CO<sub>2</sub> 排出量を、京都府の特定事業者制度の様式の一部により、報告を行う。借入後は年に 1 回、京都府の特定事業者制度の様式の一部により京都府及び金融機関に排出量実績及び計画の進捗を報告すること。

## 2. KPI 選定の妥当性

### 2-1. 評価の視点

本項では、借入人の選定した KPI について、SLLP 等で例示されている以下の要素を含んでいるかを中心として、その有意義性を評価する。

- 1) 借入人のビジネス全体に関連性があり、中核的で重要であり、かつ、借入人の現在及びまたは将来的なビジネスにおいて戦略的に大きな意義のあるものか。
- 2) 一貫した方法に基づき測定可能、または定量的なもので、外部からの検証が可能なものか。
- 3) ベンチマーク化（例えば、SPT の野心度合を評価するために、外部指標・定義を活用する等）が可能か。

### 2-2. 評価対象の現状と JCR の評価

（評価結果）

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で求められている要素を全て含んでおり、京都府の 2050 年カーボンニュートラルの達成に資する有意義なものである。

本フレームワークで設定された KPI は、「京都府の温室効果ガス削減目標<sup>3</sup>に資するための、京都府内に所在する事業会社による、自社の事業活動から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の削減」であり、同府の地球温暖化対策推進計画の中核となる京都府全域の温室効果ガス削減目標達成において重要な指標として位置づけられる。当該目標達成に向けた進捗状況については、毎年京都府が確認・管理し、公表することとなっている。

本 KPI は、以下の点より、本フレームワークで関与するすべてのステークホルダーにとって重要な指標である。

- ① 京都府地球温暖化対策推進計画に定められた対象分野における取組のうち、事業に係る脱炭素の取組を推進するもの
- ② 本フレームワークを活用して融資を受ける企業の脱炭素化の取組の進展に寄与するもの
- ③ 本フレームワークに基づき SLL を実行する地域金融機関の脱炭素に係る知見の蓄積及びエンゲージメント能力強化に資するもの

本取組は、京都府のサプライチェーン全体の脱炭素化を目指すものであり、個別の SLL における CO<sub>2</sub> 排出削減の取組は各企業によって異なるものの、目標はどの企業も京都府地球温暖化対策条例等に基づく削減目標に準拠するため、本フレームワークに基づく個別の SLL の借り手と貸し手が異なっても、同一の KPI を用いることにおいて有意義性が失われるものではないと考えられる。さらに、国内で依然として中小企業の CO<sub>2</sub> 排出量可視化が進んでいないこと、各企業独自の目標設定も途上であることを踏まえると、京都府の削減計画に沿って CO<sub>2</sub> 削減に取り組むことは合理的であると JCR は評価している。

本 KPI で使用する各事業会社の事業活動から排出される CO<sub>2</sub> 排出量の算定においては、京都府の特定事業者制度で定められた算定方法、削減計画の策定を行うため、一貫した算定方法に基づく定量的な指標である。具体的な算定対象範囲・算定方法・ベースライン等は以下（次頁）の通り。

算定対象範囲：各事業会社の Scope1+2

算定方法：エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に準拠

ベースライン：事業活動に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の過去 3 年間（計画書策定時点）の平均値を原則とし、特別の事由がある場合は前年度等の値とすることができる。

<参考> 京都府事業者排出量削減計画・報告・公表制度（特定事業者制度）

1. 対象事業者

大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して年間 1,500kl 以上の事業者
大規模輸送事業者	トラック：100 台以上、バス：100 台以上、タクシー：150 台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両 150 両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して年間 3,000 トン以上の事業者

2. 義務事項

- (1) 条例で定める **計画期間** での事業活動に伴う温室効果ガスの排出量、削減措置、削減目標等に関する削減計画書及び報告書の作成・提出

○3 年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）

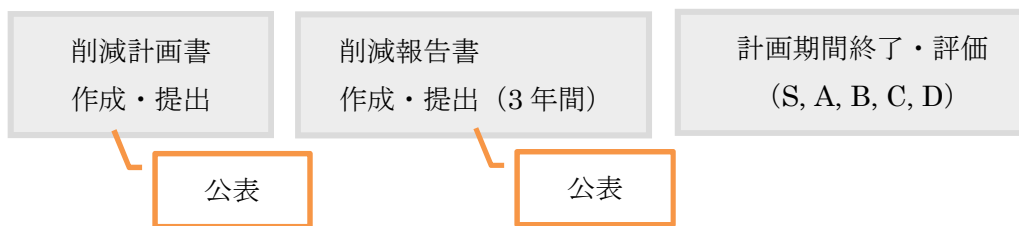
<提出期限：9 月末・・・3 年に 1 度>

○計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

<提出期限：7 月末（毎年度）>

- (2) 特定事業者は **目標削減率** を目安に削減取組を実施

3. 制度のフロー



### 3. SPT の測定

#### 3-1. 評価の視点

本項では、借入人の設定した SPT について、SLLP 等で例示されている以下の要素を含んでいるかを中心として、その野心度及び有意義性を評価する。

- 1) 各 KPI 値の大幅な改善に結びつけられており、「従来通りの事業 (Business as Usual)」シナリオを超えているか。
- 2) (可能であれば) ベンチマークまたは参照可能な外部指標と比較できるか。
- 3) 事前に設定された借入人の全体的なサステナビリティ/ESG 戦略と整合しているか。
- 4) 融資実行の前 (または同時) に設定された時間軸に基づき決定されているか。

次に、借入人の SPT 設定時に考慮されたベンチマーク等を確認する。SLLP では以下の要素が例示されている。

- ✓ 借入人自身の直近のパフォーマンスの水準 (可能な限り、最低過去 3 年分のトラックレコードを有する KPI を選定) に基づき、定量的なものを設定し、また KPI の将来の予測情報も可能な限り開示する。
- ✓ 同業他社と比較した場合における、設定した SPT の相対的な位置付けについて (例: 平均的なパフォーマンス水準なのか、業界トップクラスの水準なのか等)
- ✓ 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値 (炭素予算等)、国・地域単位または国際的な目標 (パリ協定、温室効果ガスの排出ゼロ目標、SDGs 等)、認定された BAT (利用可能な最良の技術) 及び ESG のテーマ全体で関連する目標を決定するその他の指標

#### 3-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(評価結果)

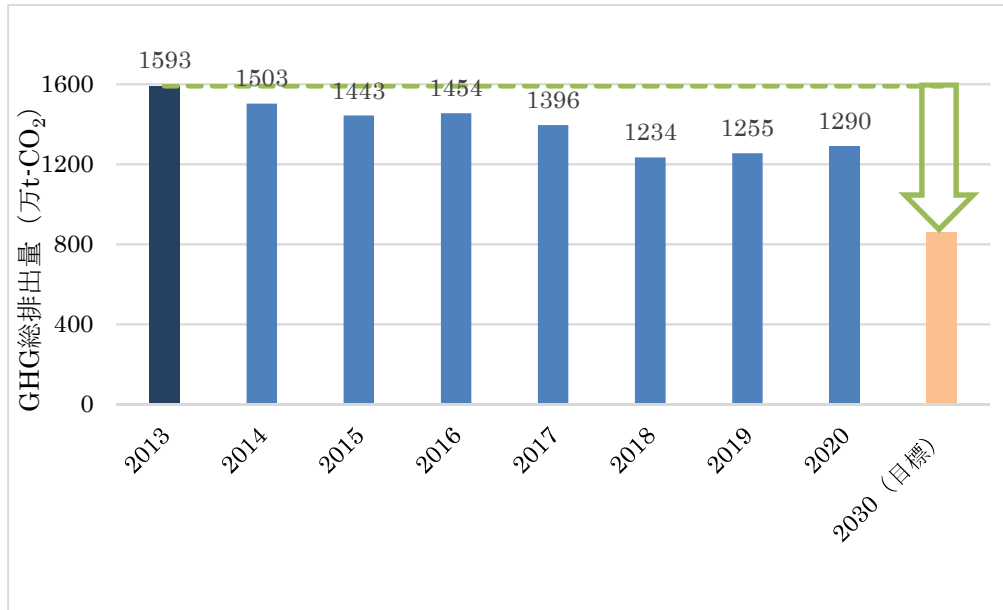
本フレームワークの SPT は、京都府の過去実績及びベンチマークと比較して野心的であり、また同府の 2050 年ゼロカーボン達成目標及び地球温暖化対策推進計画に整合的である。

本フレームワークの SPT は、京都府の事業者排出量削減計画書で定める目標削減率 (業務部門▲6%、産業部門▲4%、運輸部門▲2%、いずれも年率) を達成することである。

##### i. 京都府全体としての過去のトラックレコード及びベンチマークとの比較

京都府は、2030 年度までに 2013 年度比 46%以上の GHG 削減、2050 年度までに GHG 排出量実質ゼロを目指している。

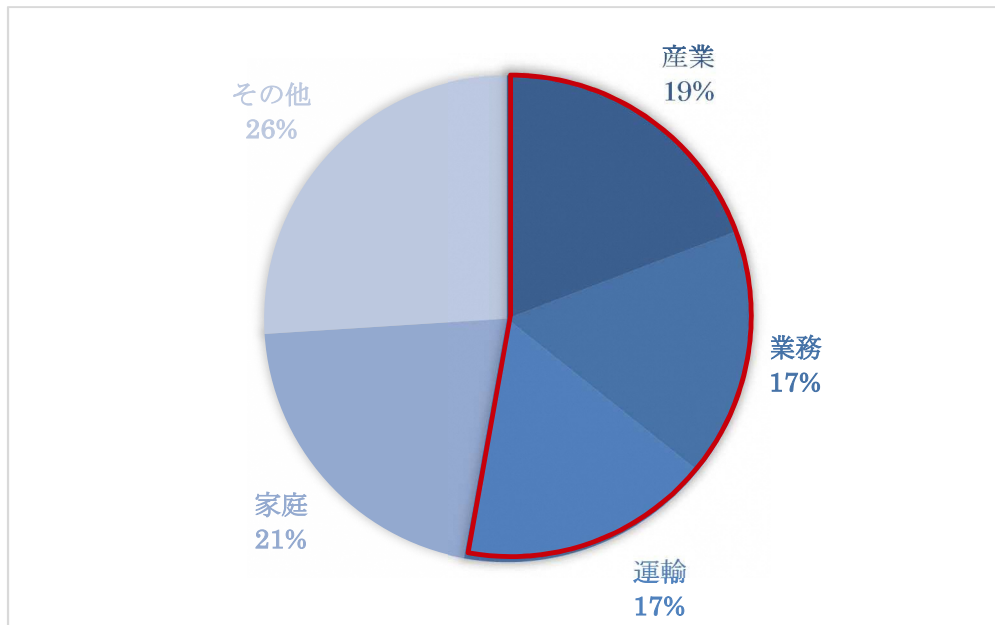
図表 4: 京都府全体の GHG 総排出量の推移



(出所：京都府提供資料、京都府地球温暖化対策推進計画より JCR 作成)

上記目標達成にあたり、本フレームワークで対象とするのは産業・業務・運輸部門だが、当該部門合計で京都府全体の GHG 排出量の半数以上を占めている（2020 年度実績）。

図表 5: 京都府 部門別 GHG 排出量の内訳（2020 年度）



(出所：京都府提供資料より JCR 作成)

京都府の GHG 削減目標は、過去の削減推移からみて、BAU を超えているほか、日本の目標水準と合致している。他の都道府県の削減目標と比しても遜色のない水準である。科学的根拠との整合の観点からは、当該 GHG 排出量の大半が京都府にとっての Scope3 に該当すると考えた場合、2021 年度以降 2030



年度までの10年間でさらに約27%のCO<sub>2</sub>削減が必要なことを勘案すると、Science Based Targets (SBT)<sup>5</sup>が Scope 3 に対して求める 2°C未満目標水準を達成している。

ii. 事業会社の削減計画における目標達成の観点からの野心度

図表 6: 特定事業者排出報告制度の各計画期間における目標達成率の推移

第1計画期間 (H23-25年)	事業者数	S評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価			
産業部門	115	13	62	75	65.2%	2%
業務部門	122	17	71	88	72.1%	3%
運輸部門	26	2	18	20	76.9%	1%
合計	263	32	151	183	69.6%	

第2計画期間 (H26-28年)	事業者数	S評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価			
産業部門	108	18	49	67	62.0%	2%
業務部門	117	28	55	83	70.9%	3%
運輸部門	27	3	18	21	77.8%	1%
合計	252	49	122	171	67.9%	

第3計画期間 (H29-31年)	事業者数	S評価		削減目標達成数	達成率	目標削減率
		S評価	A評価			
産業部門	109	13	46	59	54.1%	2%
業務部門	109	23	44	67	61.5%	3%
運輸部門	23	4	14	18	78.3%	1%
合計	241	40	104	144	60.0%	

(出所: 京都府提供資料)

本事業制度のベンチマークは、京都府における特定事業者制度の過去3計画期間(計9年間)における達成率から野心度を判定する。達成率は、これまでのところ6割から7割弱にとどまっていることから、事業会社が目標達成をすることは必ずしも容易ではなく、BAUを超えていると考えられる。なお、本フレームワークにおいては、令和2年の京都府地球温暖化対策条例等の改正に伴う目標削減率の見直し(各部門とも倍の2%、4%、6%)を踏まえたものであり、目標達成の難易度は高くなることが予想される。

iii. SPT 達成に向けた具体的な取組

京都府は、脱炭素化に向けた取組を推進するため、様々なステークホルダー(金融機関、商工会議所、工業会など)を招聘した「地域脱炭素・京都コンソーシアム」を設立し、第1回検討会議を2022年12月7日に開催した。同会議において本フレームワークの活用に向けた知見拡大・体制整備の他、中小企業(顧客)への脱炭素化に向けた対応力強化に繋がる情報収集や人材育成等についても意見交換を行った。今後も定期的に本フレームワークに関与するステークホルダーに対し、金融リテラシー向上に向けたセミナー・研修開催といった取組を検討している。また、計画に劣後した事業者会社に対しては、京都府が専門家と共に事業所等へ直接訪問し、改善に資する指導・助言等を行う仕組みを有している。

<sup>5</sup> パリ協定が求める水準と整合した、5年~10年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。気候変動対策に関する情報開示を推進する機関投資家の連合体のCDP(旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト)、世界資源研究所(WRI)、世界自然保護基金(WWF)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)によって2014年9月に設立されたScience Based Targets initiative(SBTi)が運営している。

以上より、本フレームワークの SPT は「野心的なもの」であり、適切なベンチマークの下に設定されている。また、SPT 達成に向け、多様なステークホルダーと共に必要な施策を講じる予定であることを JCR は確認した。

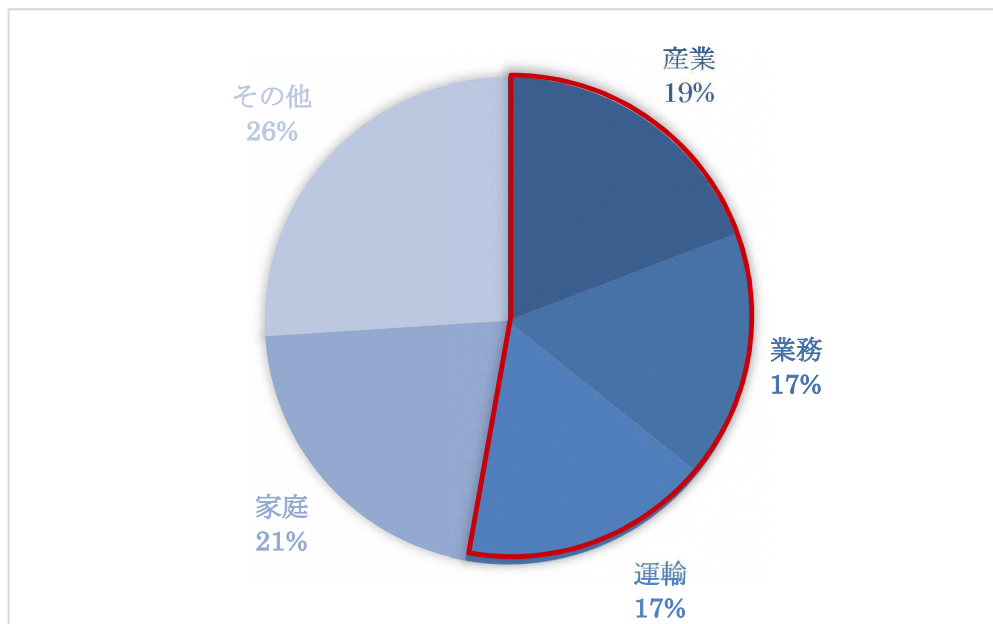
### 3-3. JCRによるインパクト評価

JCRは、本フレームワークのSPTが野心的かつ有意義なものであり、京都府のサステナビリティ戦略や長期目標の実現に資すること、並びにポジティブなインパクトの最大化及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いを確認するため、国連環境計画が策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)原則の第4原則で例示されているインパクト評価基準の5要素(多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性)に沿って、SPTの影響度(インパクトの度合い)を検討した。

#### ①多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか

(バリューチェーン全体におけるインパクト、事業セグメント別インパクト、地域別インパクト等)

本フレームワークで定めたSPTの達成は、インパクト領域として「気候」や「資源効率・安全性」に限られる。京都府全体のGHG排出量のうち半数以上に及ぶ作業・運輸・業務部門を対象としており、京都府域の多様な企業のGHG排出量削減に資する。



(前出) 図表5 京都府 部門別GHG排出量実績内訳 (2020年度) <sup>6</sup>

#### ②有効性：大きなインパクトがもたらされているか

(SPTが対象とする売上高、事業活動、対象となる地域、SPT測定を行う事業活動の国内外におけるマーケットシェア等)

本フレームワークで設定されたKPI及びSPTは、大きなインパクトが期待される。

京都府が基準年とする2013年度のCO<sub>2</sub>排出総量は1,593万t-CO<sub>2</sub>、直近の2020年度時点では1,290万t-CO<sub>2</sub>であった。本フレームワークで策定した取組を推進した結果、京都府域全体の2030年目標である2013年度比46%の温室効果ガス排出量削減が達成された場合には、733万t-CO<sub>2</sub>の削減効果がある。京都府の取組により金融機関のSLLが活発化し、本フレームワークの枠組み以外でも脱炭素の取組をSPTとしたSLLが組成されるなどの波及効果や、他の都道府県で類似スキームが展開される可能性を含め、大きなインパクトをもたらすものと期待される。

<sup>6</sup> 京都府提供資料より JCR 作成。

③効率性：投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか

京都府では、本フレームワークによって府内の金融機関から中小企業の脱炭素化支援のためのSLLが実行されることを、同府のゼロカーボン達成のための重要な施策の一つと位置付けている。また、本取組が京都府域全体のバリューチェーン上の多様なステークホルダーに対して波及していくことを勘案すると、京都府の温室効果ガス排出量削減の取組を通じた府域の産業創出・経済活性化効果も期待される。以上から、本フレームワークに基づくSLLの実行は、投下資本に対して相対的に効率的なインパクトの発現につながるとJCRは評価している。

④倍率性：公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い

本フレームワークでは公的資金の活用はないため、本項目は評価の対象外である。

⑤追加性：追加的なインパクトがもたらされているか

- SDGs が未達成い是对应不足の領域への対処を促しているか
- SDGs 実現のための大きな前進となっているか

本フレームワークのSPTの達成は、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち、以下のとおり複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。



**目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに**

**ターゲット 7.2** 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

**ターゲット 7.3** 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



**目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう**

**ターゲット 9.4** 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



**目標 13：気候変動に具体的な対策を**

**ターゲット 13.1** 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

#### 4. 本フレームワークに基づくローンの特性

##### 4-1. 評価の視点

本項では、以下の内容を確認する。

- 1) 選定された KPI が事前に設定された SPT を達成するか否かに応じて、ローンの財務的・構造的特性が変化する取り決めとなっているか。
- 2) KPI の定義と SPT、SLL の財務的・構造的特性の変動可能性は、ローンの契約書類に含まれているか。
- 3) KPI の測定方法、SPT の設定、前提条件や KPI の対象範囲に重大な影響を与える可能性のある想定外の事象が発生した場合の対応（重要な M&A 活動、規制等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等）について、ローンの契約書類の中で言及の予定はあるか。

##### 4-2. 評価対象の現状と JCR の評価

(評価結果)

本フレームワークの定めるローンの特性として、選定された KPI に関し事前に設定された SPT が達成されるか否かに応じて財務的特性が変化する。KPI の定義や SPT、財務的特性の変動可能性、想定外の事象が発生した場合の対応は、ローンの契約書類の中で明示される。

本フレームワークに基づくローンの契約書類では、SPT が未達成／達成の場合、判定日後の利払い時より次回判定まで、利率が上昇／低下する取り決めとなることを JCR は確認した。また、KPI の定義や SPT、それらに影響する重大な事象が発生した場合の対応についても、同契約書類で明示されることを確認した。なお、判定日までに KPI の算出及び開示を行うことができない場合は、その後に到来する利払い日に上昇した利率または優遇金利が適用されない利率での利払いが行われる。

## 5. レポーティングと検証

### 5-1. 評価の視点

本項では、融資実行後のレポーティング内容として以下の項目が含まれる予定か、開示方法及び第三者検証の予定の有無について確認する。

#### i. 開示予定項目

年に1回以上、以下の事項が開示される予定となっているか。

- ✓ 選定 KPI のパフォーマンスに関する最新情報（ベースラインの前提条件を含む）
- ✓ 貸付人が SPT の野心度合いを測るために有用な情報（借入人の最新のサステナビリティ戦略や関連する KPI/ESG ガバナンスに関する情報、また KPI と SPT の分析に関する情報等）

可能な範囲で以下の情報について開示：

- ✓ パフォーマンス/KPI の改善に寄与した主な要因（M&A 活動等も含む）についての定性的・定量的な説明
- ✓ パフォーマンスの改善が借入人のサステナビリティにどのような影響を与えるかについての説明
- ✓ KPI の再評価有無、設定した SPT の修正有無、ベースラインの前提条件や KPI の対象範囲の変更有無

#### ii. 検証

検証内容（SPT の進捗状況、財務的・構造的特性の変更に対する影響、そのタイミング等）について情報を開示予定か。

### 5-2. 評価対象の現状と JCR の評価

（評価結果）

本フレームワークの定めるレポーティングは、融資実行後に適切な開示内容、頻度、方法でなされる。SPT の進捗状況については第三者検証が行われ、当該検証の結果は開示される。

本フレームワークの定めるレポーティングでは、ローン返済まで年1回、以下の項目が京都府のウェブサイト上で公表されることを JCR は確認した。

- 借入人の CO<sub>2</sub> 排出削減計画及び削減報告書

京都府は、個別ローン契約から独立した外部機関として、提出された削減計画及び削減報告書の確認を行うことが条例で定められている。本フレームワークでは、当該条例で定められた報告制度で設定した目標削減率を SPT として定めることから、当該数字の検証は、当該制度の所管部署である府民環境部脱炭素社会推進課が実施する。京都府の検証結果は、各金融機関に共有される。また、各事業会社が提出した削減報告はウェブサイト上で公表される仕組みとなっており、そこに SPT の検証結果が含まれている。なお、削減報告については京都府ウェブサイトが開示するが、対象企業が提出した資料は、京都府のみが開示を受けるため、対象企業の機密は担保される。

京都府では平成18年度より、特定事業者制度を運用し、複数年にわたってその根拠となる条例の改正を行うなど、温室効果ガス算定・確認・評価について長年取り組んでおり、十分な知見が蓄積されている。

また、京都府では脱炭素社会推進課という専門部署を設けて対応しており、専門人材を擁している。よって、京都府は検証機関として十分な専門的能力を有しており、問題ない。

さらに、本件の責任部署である府民環境部脱炭素社会推進課は、他の部門から独立しており、特定事業者制度の運用にあたり、商工関連など他部局への意見照会等の事務手続きは行っておらず、他部局は関与していない。特定事業者制度については、毎年度の進捗確認と計画期間（3年間）毎に制度設計の見直しが諮られている。そのうえ、既に確立した算定方法があるため、担当者レベルで恣意的な結論を導き出すことができない体制が確立している。以上のことから、透明性の確保及び恣意性の排除が担保された評価制度に則って評価を行う京都府は、第三者性を十分に有していると判断している。

なお、本フレームワークの SPT 等が変更となる場合には、JCR がレビューを行い、引き続き SLLP 等への準拠状況と当初想定した野心度や有意義性が維持されるか否かを確認する。変更点の各ローンへの適用方針については、京都府が参加金融機関との協議により決定する。

6. SLLP 等との適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・後藤 遥菜



## 本第三者意見に関する重要な説明

### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する第三者意見は、Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA) 及び Loan Syndication and Trading Association (LSTA) が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP) 及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況の評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたインパクト指標の達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本評価を実施するうえで JCR は、LMA、APLMA、LSTA、環境省及び UNEP FI が策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則
- ・資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

### 3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローンに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローンについて、LMA、APLMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

## ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO: JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル